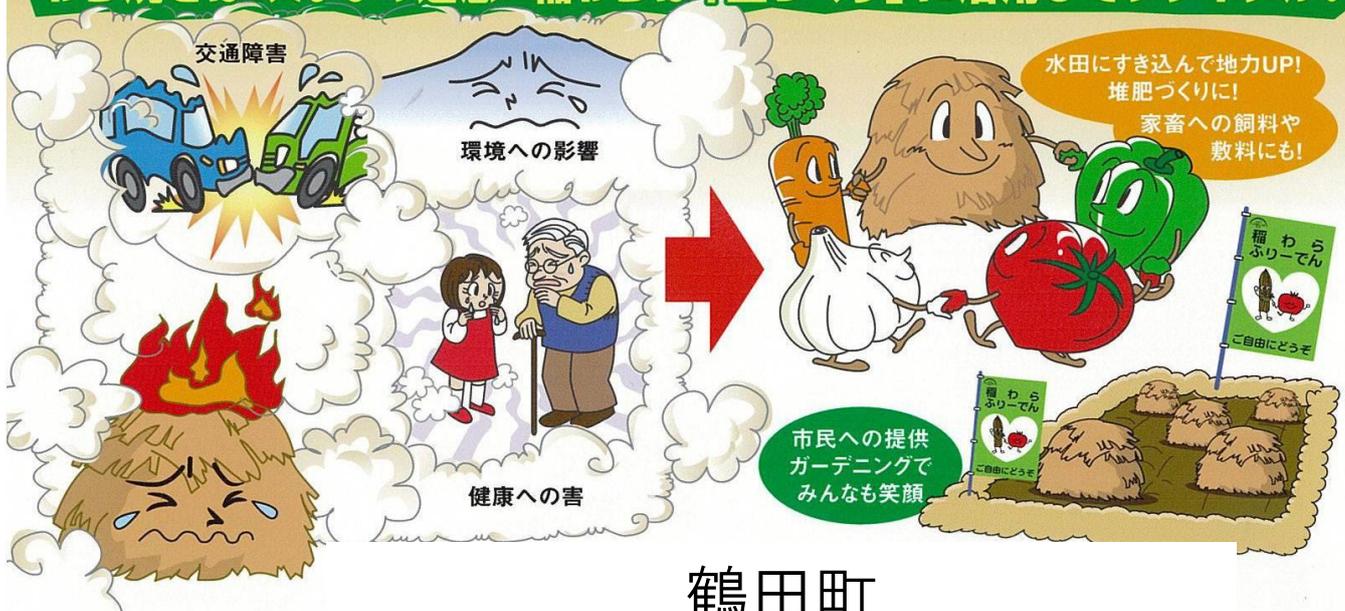


お願い! 稲わらを焼かないで!!

# わら焼き シャットアウト!



わら焼きはみんなの迷惑! 稲わらは「土づくり」に活用してリサイクル。



鶴田町

「青森県稲わらの有効利用の促進及び焼却防止に関する条例」が平成22年6月に採択されました。稲わらを焼却処分せず有効利用することは「農業者の責務」です。

# 稲わらの焼却をやめましょう

★一般道の車両をはじめ、農道では稲わら焼き等の煙による視界不良が、重大な事故を引き起こす原因となります。

★稲わら焼き等の煙は目やノドを痛め、特に体の弱い方や病気の方に被害が及ぶこととなります。

★このような、わら焼きによる煙が、健康被害や車の通行の視界を妨げる交通障害など生活に悪影響を与えており、毎年、町民からの苦情が役場に寄せられています。

★さらに、東北新幹線が全線開業したこともあり、県内外からの観光客にわら焼きの煙や黒い焼け跡の水田風景を見せることは、当町ひいては県全体の観光産業のイメージダウンに繋がります。

※「青森県稲わらの有効利用の促進及び焼却防止に関する条例」より抜粋

(目的)

第一条 この条例は、稲わらの有効利用の促進及びそれを妨げる焼却等の処分の防止について、県の責務等を明らかにするとともに、稲わらの有効利用の促進及びそれを妨げる焼却等の処分の防止に関する施策の基本となる事項を定めることにより、稲わらの有効利用の促進及びそれを妨げる焼却等の処分の防止に関する施策を総合的に推進し、もって農業の振興、本県の経済の発展及び県民の豊かで健康的な生活の向上を図ることを目的とする。

(県の責務)

第二条 県は、稲わらの有効利用の促進及びそれを妨げる焼却等の処分の防止に関し啓発等必要な施策を実施するものとする。

(農業者の責務)

第三条 農業者は、稲わらの有効利用に努めなければならない。

2 農業者は、稲わらの有効利用の促進を妨げる焼却等の処分を行わないよう努めなければならない。